

# 入 札 説 明 書

陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する電気

陸上自衛隊水戸渡河演習場で使用する電気

陸上自衛隊勝田小演習場で使用する電気

陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気  
（動力）

陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気  
（電灯）

陸上自衛隊勝田駐屯地

## はじめに

陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する電気、陸上自衛隊水戸渡河演習場で使用する電気及び陸上自衛隊勝田小演習場で使用する電気（洗車場分含む）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当官等

契約担当官

陸上自衛隊施設学校会計課長 綾戸 常貴

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名及び数量

##### ア 1グループ

陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する電気

予定契約電力 : 1, 050 kW

予定使用電力量 : 3, 849, 687 kWh

##### イ 2グループ

陸上自衛隊水戸渡河演習場で使用する電気

予定契約電力 : 22 kW

予定使用電力量 : 26, 391 kWh

##### ウ 3グループ

陸上自衛隊勝田小演習場で使用する電気

予定契約電力 : 30 kW

予定使用電力量 : 67, 477 kWh

##### エ 4グループ

陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気（動力）

予定契約電力 : 17 kW

予定使用電力量 : 12 kWh

##### オ 5グループ

陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気（電灯）

予定契約電力 : 6 kVA

予定使用電力量 : 12 kWh

#### (2) 仕様等

別添仕様書のとおり

#### (3) 使用期間

令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00までの間

(4) 需要場所

ア 1 グループ

陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する電気

茨城県ひたちなか市勝倉 3 4 3 3 陸上自衛隊勝田駐屯地

イ 2 グループ

陸上自衛隊水戸渡河演習場で使用する電気

茨城県水戸市飯富 1 陸上自衛隊水戸渡河演習場

ウ 3 グループ

陸上自衛隊勝田小演習場で使用する電気

茨城県ひたちなか市大字東石川 3 3 1 9 陸上自衛隊勝田小演習場

エ 4, 5 グループ

陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気

茨城県ひたちなか市大字東石川 1 番地 陸上自衛隊勝田小演習場

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当方が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。（入札書は需要場所ごとに別葉で作成すること。）

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については免除する。

ただし、落札者が「入札及び入札心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、開札時までに1グループは、「B」等級以上、2～5グループは「D」等級以上に格付され、関東・甲信越地域の資格を有するものであること。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙において示す入札適合条件を満たすこと。
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊勝田駐屯地 施設学校総務部会計課 事務室

#### 5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和5年2月 1日（水）までに別紙第3に掲げる書類を4項に示す場所へ持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類の審査の結果、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ入札に参加できるものとする。

#### 6 入札場所及び日時

##### (1) 入札場所

陸上自衛隊勝田駐屯地 施設学校会計課入札室

##### (2) 入札日時

令和5年2月 6日（月） 11時00分

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。落札者となるべき者が複数ある場合においては、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が不明瞭な入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 9 その他

### (1) 必要書類等の提出

ア 入札に参加を希望する者は、入札開始前までに「資格審査結果通知書」の写しを施設学校総務部会計課に提出する。

イ 代理人をもって入札に参加する時は、委任状を提出する。

### (2) 郵便等による入札について

ア 電信、電話、電報及びFAX等による入札は認めない。

イ 郵便等若しくは直接陸上自衛隊施設学校会計課に持参したもので、2月 3日(金) 17時00分までに到着又は持参したもののみ有効とする。

ウ 上記による入札書は、必ず密封し封筒に朱書きで「入札日時、件名」及び「入札書在中」と記載したものと、「資格審査結果通知書」の写しを同封したものを送付すること。この際、担当者に対し送付した旨を電話連絡すること。

## 添付書類

別紙第1：競争参加資格確認関係書類

別紙第2：二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

別紙第3：適合証明書

別紙第4：入札書及び内訳書

別紙第5：委任状

別 添：仕様書

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 綾戸 常貴 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

陸上自衛隊勝田駐屯地で使用する電気  
陸上自衛隊水戸渡河訓練場で使用する電気  
陸上自衛隊勝田小演習場で使用する電気  
陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気（動力）  
陸上自衛隊勝田小演習場（洗車場）で使用する電気（電灯）

に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し（注：電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要）
- 2 適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)  
所属部署：  
氏 名：  
連絡先  
TEL：  
FAX：

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条 件

- (1) ①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上	20
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡は、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を陸上自衛隊施設学校会計課長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約時業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1 条件」の表中の「区分」及び「得点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標を踏まえ、作成すること。》

《上記は把握できる最新の状況が令和1年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》



(表) 別紙第2の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和2年度 1 kwh 当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の二酸化炭素排出係数。</p>
② 令和2年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)} - \text{令和2年度供給電力量(需要端)(kWh)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}}$ <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和2年度供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し、含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> <li>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</li> <li>③ 高炉ガス又は副生ガス</li> </ol> </li> <li>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には、他電力業者への販売分は含まない。</li> <li>4 令和2年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</li> </ol>

<p>③ 令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>③ 令和2年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電力業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適 合 証 明 書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ( )	

## 2 令和2年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出 係数(単位:k g-C o2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再利用エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情 報提供の取組		

①～⑤の合計点数		

注1 第1項の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成29年6月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2 2の「自社の基準値」、「譲渡予定数量」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3 1の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 綾戸 常貴 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

代 理 人  
連 絡 先

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名：

2 入札金額： 円 (消費税額及び地方税額を含む)  
【内訳】付紙のとおり

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

## 入 札 内 訳 書

年 月	基 本 料 金
令和5年4月 ～令和6年3月	@ 円× kW×12月＝ 円…①

《注：「 kW」には、予定契約電力の値を入れること。》

年 月	電 力 量 料 金
令和5年4月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年5月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年6月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年7月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年8月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年9月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年10月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年11月	@ 円× kWh＝ 円
令和5年12月	@ 円× kWh＝ 円
令和6年1月	@ 円× kWh＝ 円
令和6年2月	@ 円× kWh＝ 円
令和6年3月	@ 円× kWh＝ 円
合 計	円…②

・本積算については、燃料費調整を見込まないこと。

《注：「 kWh」には、各月別の予定使用電力量の値を入れること》

年 月	蓄 熱 割 引 額		
令和5年4月	@	円×	kWh = 円
令和5年5月	@	円×	kWh = 円
令和5年6月	@	円×	kWh = 円
令和5年7月	@	円×	kWh = 円
令和5年8月	@	円×	kWh = 円
令和5年9月	@	円×	kWh = 円
令和5年10月	@	円×	kWh = 円
令和5年11月	@	円×	kWh = 円
令和5年12月	@	円×	kWh = 円
令和6年1月	@	円×	kWh = 円
令和6年2月	@	円×	kWh = 円
令和6年3月	@	円×	kWh = 円
合 計			円…③

・本積算については、燃料費調整を見込まないこと。

《注：「 kWh」には、各月別の予定使用電力量の値を入れること》

委 任 状

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 綾戸 常貴 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者氏名 印

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

で使用する電気の入札に関する一切の件